

平成30年8回寄居町農業委員会総会議事録

開催年月日	平成30年8月27日(月)
開催場所	寄居町役場 全員協議会室
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後2時04分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	坂本日雄	欠	11	林 広 明	出
2	梅 澤 功	出	12	松 本 雅 夫	出
3	小 和 瀬 守	出		渡 邊 登	出
4	室 岡 重 雄	出		野 邊 良 男	出
5	中 嶋 安 男	出		松 本 十 丸	出
6	吉 田 廣 司	出		渡 辺 利 夫	出
7	竹 澤 國 雄	出		嶋 田 治 彦	出
8	松 村 萬 平	欠		大 澤 守 男	出
9	小 林 成 行	出		池 田 清 十 郎	出
10	内 田 勤	出		飯 島 実	欠

議事参与者

職 員

局 長 黒瀬和俊  
 次 長 林保治  
 書 記 加々美君代  
 書 記 俣田和之

発 言 者	内 容
<p>事務局長 議長</p>	<p>(事務局長、起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから平成三十年第八回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、坂本日出雄委員、松村萬平委員から欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>現在の出席委員は 12 名中 10 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>平成三十年第八回寄居町農業委員会総会、 日程第 1、議事録署名委員の選出について。 日程第 2、議案第 71 号から議案第 77 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。 日程第 3、議案第 78 号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。 以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第 1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第十一条第二項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは内田勤委員と林広明委員をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第 2、議案第 71 号から第 77 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第 71 号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 1 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案 71 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>平成 30 年第 6 回寄居町農業委員会総会の議案第 50 号でご審議いただいた案件と関係するものですが、前回の申請では、進入路部分は過去の農地転用許可で地目が変更できるということで除かれておりましたが、申請者が地目変更申請をした際に地目を変更できませんでした。県と協議をし、一度申請を取下げし、再度進入路部分も含めて申請したものとなります。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>なお、申請地ですが、礫層の崩れやすい土壌ということで、土砂崩れ防止のための擁壁があります。県と協議し、その旨の理由書の添付を指示されております。再度、県から指導が</p>

発 言 者	内 容
議 長	<p>来た際には、適正に指導をする予定であります。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず地元の委員さんのご意見を伺います。</p> <p>内田委員。</p>
内田委員	<p>こちら6月に1度農業委員会に係ったものですが、進入路部分は申請に出していなかったわけです。地目変更の関係で一度取下げをしたもので、特に問題はないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第71号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第71号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、議案第72号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第72号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>これまで残土置場として使っていた土地が使えなくなったことから、早急に残土置場が必要になり、寄居町内全域に行きやすく、また花園に近い場所を探しており、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>この件について、まず、地元の委員さんのご意見を伺います。</p> <p>内田委員。</p>
内田委員	<p>こちらの案件については、先日野邊推進委員とともに、(譲渡人)さんの聞き取りと現地確認に行っていました。場所は事務局の説明のとおりで、現地見ましてもきれいになってはいましたが、(譲渡人)さんも維持するのがなかなか大変ということで、今回売却することになったということです。第3種農地ということで、特に問題はないと思います。</p>
議 長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第72号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第72号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、議案第73号について事務局の説明を求めます。</p>

発 言 者	内 容
事務局	<p>それでは、議案第 73 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>産業文化祭用の臨時駐車場として利用したいとのことからの一時転用の申請となります。</p>
事務局	<p>本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の</p>
事務局	<p>第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p>
事務局	<p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支</p>
事務局	<p>障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
事務局	<p>また、一時転用につきましては、一時的な利用に供された後に、速やかに農地として利用</p>
事務局	<p>できる状態に回復されることが確実かどうかを審査することとされております。一時的な利</p>
事務局	<p>用に該当する例としては、建築現場の周辺に資材置場を設置する場合や大きなイベント等の</p>
事務局	<p>会場付近に臨時駐車場を設置する場合、砂利採取を行う場合などが挙げられます。</p>
事務局	<p>なお、現況地目が雑種地になっており、以前資材置場として使っていた経緯がありました</p>
事務局	<p>が、現在が農地になっておりますので、始末書等は求めておりません。</p>
事務局	<p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、地元の委員さんのご意見を伺います。</p>
渡邊推進委員	<p>渡邊委員。</p>
渡邊推進委員	<p>坂本委員が欠席ということで結果を申し上げたいと思います。21 日に 2 人で現地を確認し</p>
渡邊推進委員	<p>てまいりました。特に問題はないと思います。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p>
議長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第 73 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 73 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたし</p>
議長	<p>ます。</p>
事務局	<p>次に、議案第 74 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 74 号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>(譲渡人)さんのご自宅のすぐ北側の農地が今回の申請地となります。駅が近く、小・中学</p>
事務局	<p>校も近隣にあることから、子育てを行う家庭の需要が見込めるとのことです、申請に至ったと</p>
事務局	<p>のことです。</p>
事務局	<p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の</p>
事務局	<p>資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可</p>
事務局	<p>要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
事務局	<p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、地元の委員さんのご意見を伺います。</p>
梅澤委員	<p>梅澤委員。</p>
梅澤委員	<p>過日大澤推進委員さんと現地を確認いたしました。周りも宅地一戸建て住宅が大変建って</p>
梅澤委員	<p>おります。何も問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第 74 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 74 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、議案第 75 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 75 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>(譲受人)さんのお父様のご自宅の西側の農地が今回の申請地となります。現在、(譲受人)さんは家族 4 人でアパート暮らしをされており、小学生のお子様が無校転校しないよう計画をされていたところ、今回の申請地に至ったとのこと。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。</p> <p>梅澤委員。</p>
梅澤委員	<p>これも過日大澤推進委員さんと現地を確認いたしました。何も問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見ございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第 75 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 75 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第 76 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 2 ページをご覧ください。</p> <p>それでは、議案第 76 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>平成 29 年度第 3 回寄居町農業振興地域促進協議会でご審議いただき、平成 30 年 8 月 6 日に除外をされた農地が今回の申請地となります。子どもを産み育て、職員が安心して働ける環境を整えるため、0～3 歳児を受け入れる保育施設を作りたいとのことでの申請となります。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>

発 言 者	内 容
議長	この件につきまして、地元の委員さんのご意見を伺います。
林委員	林委員。
議長	19日に池田委員と確認しまして、(老人ホーム名)の裏に、2年前に、30人分の高齢者住宅
議長	作ったそうです。職員の確保、パートの方の確保も含めて、24人の子どもを預かれる平屋の
議長	保育施設を作りたいということで、特に問題ないと思います。よろしく願いいたします。
議長	他にご意見はございますか。
議長	(委員の中から、「なし」の声)
議長	それでは採決いたします。
議長	議案第76号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
議長	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第76号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたし
事務局	ます。
事務局	次に、議案第77号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第77号につきまして、御説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	約1km圏内に駅、約2km圏内に保育園・小学校があることから、生活環境が整っており、
事務局	長屋住宅の需要が見込まれるとのことで申請に至ったとのことです。
議長	本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第5条第2項第2号の非代替性、第3号の
議長	資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可
議長	要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
議長	説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、地元の委員さんのご意見を伺います。
小林委員	小林委員。
小林委員	先日25日に現地確認いたしました。所有者の方の家にも行きました。事務局の説明のとおり
議長	パーキング、またスマートインターのすぐそばなので、需要が見込まれるということでご
議長	ざいます。特に問題ないと思います。よろしく願いいたします。
議長	他にご意見はございますか。
議長	(委員の中から、「なし」の声)
議長	それでは採決いたします。
議長	議案第77号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
議長	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第77号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたし
事務局	ます。
事務局	続きまして、日程第3、議案第78号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを
事務局	議題といたします。
事務局	それでは、議案第78号につきまして事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案書の3ページをご覧ください。
事務局	農用地利用集積計画による利用権の設定につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づ
事務局	くものでございまして、同法第18条第1項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定

発 言 者	内 容
	<p>めることになっているものでございます。</p> <p>この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため、安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。</p> <p>また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第3条の許可が必要となるものですが、この利用権設定によりまして貸借をする場合につきましては、農地法第3条の許可は不要となるものでございます。</p> <p>それでは、議案第78号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>借受人は、(議案書整理番号1の借受人)です。</p> <p>貸付人は、(議案書整理番号1の貸付人)です。</p> <p>合計9筆で、7,235㎡、そのうち、田が0筆で、0㎡、畑が9筆で、7,235㎡です。</p> <p>なお、御決定を頂きました後に、同法第19条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。</p>
議長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p> <p>よろしいですか、それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第78号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第78号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。</p> <p>以上で全ての議案審議が終了しました。</p>
議長	<p>委員さんから、何かありますか。</p> <p>(委員からなしの声)</p>
議長	<p>事務局から、何かありますか。</p>
事務局長	<p>事務局から3点、ご連絡いたします。</p>
事務局長	<p>1点目です。次回の総会ですが、9月25日火曜日の午後1時30分から総会でお願いいたします。繰り返します。9月25日火曜日の午後1時30分から総会でお願いいたします。</p>
事務局長	<p>2点目です。先月もお伝えいたしました埼玉県農業会議主催の農地利用最適化活動活性化研修会が、9月13日木曜日の午後1時から本庄市民文化会館で開催されます。役場から12時00分に公用車の乗り合わせで出発する予定です。ご予約をよろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>3点目です。机上配布させていただきました太陽光発電に関する資料をご覧いただければと思います。前回の総会の際に、どういった農地であれば太陽光発電ができるのかというご質問を受け表にまとめさせていただいたものになります。</p>
事務局長	<p>(資料を基に説明。)</p> <p>大まかな説明ではございますが、後でご熟読をいただければと思います。</p>
事務局長	<p>以上でございます。</p>
議長	<p>それでは他に無いようですので、平成三十年第八回総会を閉会いたします。</p>
議長	<p>ご協力ありがとうございました。</p> <p>(事務局長、起立・礼・着席の発声)</p>

発 言 者	内 容
	<p>署名委員の決定について議長指名により</p> <p style="text-align: center;">内田勤委員      林広明委員   委員</p> <p style="text-align: right;">以上2名を選任する</p>
	<p>上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。</p> <p style="text-align: right;">平成30年8月27日</p> <p style="margin-left: 100px;">議 長      室岡重雄</p> <p style="margin-left: 100px;">委 員      林広明</p> <p style="margin-left: 100px;">委 員      内田勤</p>